

企画提案説明書

令和８年８月２７日に公示した、なくそう鳥獣被害！美作国づくり推進事業に係る企画提案についてはこの企画提案説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和８年度なくそう鳥獣被害！美作国づくり推進事業

「新規狩猟者育成事業」（狩猟生活応援塾）に係る委託業務

(2) 業務目的

ア 美作県民局管内で、農林水産物被害に大きく影響することが懸念されているニホンジカの被害防止対策を進めるため、狩猟免許取得直後の新規狩猟者等を対象に、わなの作成から、捕獲、止めさし、解体までの工程を体験できる研修会を開催し、地域の被害防止対策に貢献できる捕獲の即戦力として育成する。

イ ジビエ試食を兼ねた交流会を開催し、肉の解説だけでなく実際に食し、歓談できる時間を取ることで、受講生の情報交換のネットワークを構築する。

(3) 業務内容

受託者は、岡山県（以下「県」という。）の指示に従い、以下に掲げる業務内容を実施する。

ア 新規狩猟者育成に係る実践研修

美作県民局管内のニホンジカの出没・被害状況を把握の上、管内のシカ捕獲解体研修の適地を選定し、狩猟免許取得直後の新規狩猟者等を対象として、くくりわなの作成からニホンジカの捕獲、止めさし、解体までの一連の工程を体験するための研修会を中心とし、ジビエ試食を兼ねた交流会も開催する。

イ 報告書の取りまとめ

研修の開催結果を基に、出席者の状況、研修会の実施状況について取りまとめた事業概要報告書を作成し、美作県民局農林水産事業部森林企画課への成果報告を行う。

(4) 履行期間 契約締結日から令和９年１月３１日

(5) 委託限度額 ３，７６０，０００円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 企画提案を求める具体的内容

上記１（３）のとおり。

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

別紙様式による。

(2) 記載上の留意事項

令和8年度なくそう鳥獣被害！美作国づくり推進事業「新規狩猟者育成事業」（狩猟生活応援塾）に係る参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「公示」という。）6に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載するものとする。

(3) 問い合わせ先

〒708-8506 津山市山下 53

岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課森林保全班

TEL (0868) 23-1384 FAX (0868) 23-2602

(4) 提出期限 令和8年9月2日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）

(5) 提出場所 (3) に同じ。

(6) 提出方法 原則として郵送又はファクシミリとする。
ただし、到達したことを電話で(3)に確認すること。

4 企画提案説明書に対する質問に関する事項

(1) 受付期限 令和8年9月9日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）

(2) 受付場所 3(3) に同じ。

(3) 受付方法 原則として郵送又はファクシミリとする。
ただし、到達したことを電話で3(3)に確認すること。

(4) 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内にファクシミリ等で回答する。

5 企画提案書の提出者に要求される資格

公示6の要件を満たす団体であること。

6 企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公示6の応募要件を満たしていること。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は、次のとおりとする。

ア 受付場所 3(3) に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 原則としてファクシミリによる。

エ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

8 企画提案書に関する事項

(1) 企画提案書の種類及び提出部数

- ア 企画提案書 5部
- イ 見積書 1部

(2) 企画提案書の形式及び内容

別紙2のとおり。

(3) 問い合わせ先

3(3)に同じ。

(4) 提出期限 令和8年9月9日(水)午後5時まで(閉庁日を除く。)

(5) 提出場所 3(3)に同じ。

(6) 提出方法 持参すること。

9 企画提案書の特定

(1) 企画提案書の審査及び特定

審査委員会において、別途定める評価基準により審査し、企画提案書を特定する。

(2) 結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

(3) 特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者(以下「特定者」という。)は、令和6年度なくそう鳥獣被害!美作国づくり推進事業に係る委託業務を行う事業予定者となるものとする。

(4) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は次のとおりとする。

- ア 受付場所 3(3)に同じ。
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付方法 原則としてファクシミリによる。
- エ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

11 応募に係る情報を入手するための窓口

3（3）に同じ

12 その他の留意事項

- （1）提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- （2）参加意思確認書並びに企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。
- （4）提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- （5）提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- （6）参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。